

所得税・町道民税申告について

※混雑緩和のため受付方法が変更になっています。

申告期間 **2月16日(水)から
3月15日(火)**

昨年に引き続き別海町役場で行う確定申告会場は、混雑緩和のため**事前予約制**とさせていただきます。
また、多くの方が訪れる確定申告会場に来庁せずに、国税庁ホームページからご自宅で申告書の作成と提出も可能となっているため活用の検討をお願いします。
国税庁ホームページでは、パソコンやスマートフォンなどから、所得税の確定申告書を作成し、e-Tax（電子申告）または、印刷して郵送で提出することができるので、ぜひご利用ください。

申告相談日程・会場

■期 間

2月16日(水)から3月15日(火)
※土曜日、日曜日、祝日を除く

■時 間

午前9時から午後4時

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎) ※受付は午後4時まで	■全ての所得税申告（営業・事業・譲渡・山林所得者など） ■消費税、相続税、贈与税申告
役場本庁舎 1 階 103会議室	■一般確定申告（給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者など） ■町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所 ※最終日は午後3時まで	■給与・年金所得の確定申告（A表のみ） ■町道民税申告

事前予約方法

本年から、電話予約に加えてインターネットでの事前予約を導入します。ネット予約は期間中であれば24時間いつでもどこでも予約可能となっていますので、ぜひご活用をお願いします。また、ネットで予約をしたいが、使用方法が分からないなどお困りの際は役場税務課までご連絡ください。

ネット予約
フォーム



(ネット予約) ・予約受付 3月4日(金)まで ※24時間対応

・予約方法 お手持ちの端末から下記URLまたは右記の二次元コードを読み取り、順に沿って入力し、予約を完了してください。予約後、入力したアドレスにメールが届きます。予約の確認やキャンセルは予約完了メールから手続きに進んでください。
URL <https://logoform.jp/form/2W7T/40453>

(電 話 予 約) ・予約受付 3月11日(金)まで（土曜日、日曜日、祝日除く） 午前8時45分から午後5時30分

・予約方法 役場税務課へ電話し、申告期間内の希望日時を伝えてください。

※予約状況により希望日時にならない場合があります。また、予約日時に来庁されない場合は、キャンセルとなる可能性がありますので、ご了承ください。

※インターネットを使用できない場合またはネット予約期間外に予約する場合は、電話での予約となります。

※支所を利用される方は各支所に直接、電話にて予約をお願いします。

※予約をされずに来庁された場合は、空きがあればご案内可能ですが、原則予約者が優先となりますので、ご了承ください。

■入場人数の制限

申告会場に入場できるのは、申告者と職員のみとさせていただきます。なお、例年設けていた待合室は、混雑緩和のため用意しておりません。予約時刻に、申告会場に空きがなく入場できない場合は、お車などでお待ちください。空き次第こちらからお電話でご連絡させていただきます。

■来庁される方へのお願い

- ・感染症等の拡散を防ぐため、事前にご自宅で検温していただき、体調不良・発熱等の症状がある場合は来庁をご遠慮ください。
- ・受付会場に入場される場合はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されない場合は、受付会場への入場をお断りさせていただきます。
- ・1人当たりの時間に限りがありますので、長時間の滞在を回避するため、収支内訳書等の書類は必ず作成してからご来庁ください。長時間滞在することにより、他の予約者にも迷惑が掛かることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

■根室税務署 TEL0153-23-3261 ■役場税務課課税担当 TEL75-2111（内線1111・1112）
■西春別支所 TEL77-2131 ■尾岱沼支所 TEL0153-86-2166
■国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>



軽自動車税種別割に係る届け出について

軽自動車税種別割は、毎年4月1日時点に軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車）を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税種別割（普通自動車）とは異なり、軽自動車税種別割には月割課税制度がなく、4月2日以降に廃車等をしてその年度の税金は所有者に全額納めていただくことになります。また、4月2日以降に軽自動車等を所有した場合は、その年度は課税されず、翌年度からの課税となります。

使用できない状態で、今後も使用することがない軽自動車等をお持ちの方、または廃棄、譲渡、紛失等をしているが手続きがお済みでない場合は、次年度以降も課税されることになりますので、手続きを済ませてください。

なお軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が違うのでご注意ください。

問合せ／課税担当（内線1111）

1 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）

届出先

役場税務課 TEL75-2111（内線1111・1112）
西春別支所 TEL77-2131
尾岱沼支所 TEL0153-86-2166

手続きに必要なもの

廃車する場合 ①標識（ナンバープレート）
②標識交付証明書
③使用者・所有者の印鑑

譲渡する場合 ①新・旧所有者の印鑑
②旧所有者の標識交付証明書

※他の市町村の方に譲渡する場合で、車両が本町からなくなる場合は、本町での手続きは廃車となるので「廃車する場合」を参考に届出をしてください。

2 軽自動車（250cc以下の二輪車、660cc以下の軽四輪）

届出先 釧路軽自動車協会

釧路市鳥取大通6丁目1番1号 TEL 0154-51-0745
※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

3 二輪小型自動車（251cc以上）

届出先 釧路運輸支局

釧路鳥取大通6丁目2番13号 TEL 050-5540-2005
※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構について

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、本町を含む根室管内4町と釧路管内7町村を合わせた11町村が加盟している、滞納されている地方税の徴収を専門に行う組織です。

滞納されている案件の中には、督促状や催告書などの通知を受けても一切応じない場合や、税金を納付できる資力があるにもかかわらず税金を納めない等の悪質な事例も存在します。

滞納整理機構は、税負担の公平性を確保するために、加盟町村から税徴収の引き継ぎを行い、悪質な滞納者に対して、給与や預貯金の差し押さえや搜索等の滞納処分を実施し、加盟町村の滞納額の縮減に努めています。

本年度の 債権調査・差押件数

■債権の調査 641件
■債権の差押 45件
（令和3年12月末現在）

**納税が困難な場合は
必ずご連絡ください**

問合せ／収納対策担当
（内線1115・1116）



冬道の運転に注意

冬期間は、路面状況の変化が激しいため、交通事故を誘発する原因が多くなります。事故を防ぐため、次の道路状況にご注意ください。

アイスバーン

日中に解けた雪が夜になって再び凍結し、スリップの原因となります。ハンドル操作やスピードの出し過ぎに注意し、車間距離を十分にとりましょう。

ブラックアイスバーン

凍りついた路面が、濡れている状態の黒いアスファルトに見えます。冷え込む夜間や朝方は特に注意しましょう。

防災交通課から

シャーベット状態の雪

アスファルトが見える状態であり、あまり危険がないうように見えますが、水分を含んだ雪と氷は滑りやすいため注意しましょう。

積雪状態の路面

一面に雪が積もり、道路と路肩の境が判断しづらいため、吹き溜まりなどにタイヤがはまって動けなくなる危険があります。路肩を示す矢印やポールを目安にしましょう。

シートベルトは全席着用し、スピードダウンや早めのブレーキなど、冬道に合った運転を心掛けるほか、荒天時は極力外出を控えて事故を未然に防ぎましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）